

ZENSATO Monthly News

(全里マンズリーニュース)

2016 年 8 月号 VOL.81.

2016 年 8 月 10 日 (水) (公財) 全国里親会

◆内閣総理大臣名による勧告

7 月 22 日 (金)、全国里親会は法人運営について内閣総理大臣名で勧告を受けました。

勧告の内容は、①平成 24 年度以降の事業報告等の的確な回答がなされず、必要な修正を行っていない、②監査報告書に監事本人が署名していないことを認識していなかった、③役員、評議員の変更について必要な手続きが行われていなかった、④里親賠償保険が財産目録、貸借対照表に計上されていなかった、⑤他団体の書類の整理、保管、受信・発信に関する事務などが行政庁に無断で行われ、必要な変更認定申請を行わなかったことの 4 点です。

以上について次の措置を講ずるよう求められました。①平成 24 年度以降の適正な事業報告等を作成提出すること。その際、公益法人制度に精通する者を確実に関与させること。

②こうした事態が生じた経緯を説明し、これらの事態を生じさせた理事及び理事会、チェック機能を果たさなかった監事、必要な監督を行わなかった評議員会の責任を明らかにすること、

③公益認定を受けた法人として適正に事業を実施できる体制を再構築すること。

これらについて 8 月末日にまでに報告することが求められています。

◆勧告への対応と業務改善特別委員会

上記の勧告を受けて、8 月 7 日 (日) 臨時理事会を招集し、対応を検討しています。

8 月 19 日に再度臨時理事会、臨時評議員会を開催し、勧告への回答を検討します。

なお、業務改善特別委員会は、7 月 29 日と 8 月 8 日に開催されております。

本特別委員会は、元々は 12 月頃を目途に業務の課題や改善内容を提言することになっていましたが、勧告を受けて急遽 8 月末までの内閣府回答についての提言をまとめることになりました。

本委員会メンバーは、外部委員 4 名、内部委員 3 名、計 7 名で構成されています。

◆厚生労働省、検討会開催などの動き

5 月末に改正児童福祉法が成立し、厚生労働省は検討会やワーキングチームを発足させて具体的な取り組みの検討を始めています。

①「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」。

児童福祉法の附則第 2 条第 1 項で、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずること、また同条第 2 項では、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な措置を講ずることとあり、これに基づいて設置されたもの。

②「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」

「社会的養護の課題と将来像」を見直していくもの。

③「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」

児童相談所の体制強化を図るため児童福祉司などについて国が定める基準に適合する研修を受講、修了することを義務づけており、児童福祉司などに義務づける研修の内容・実施体制について、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラムを定め、児童相談所の専門性強化を図るための検討を行うためのもの。

④「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」では、児童福祉法に定められた、市区町村の責務として身近な場所における支援業務を適切に行うこととして、施設入所に至らなかった子どもへの在宅支援を中心とした、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされているため、市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方について検討を行うためのものです。

◆日本フォスターケア研究大会の開催予定

日本フォスターケア研究会では、3 回目の研究大会を準備中です。日程は 12 月 18 日 (日)、場所は日本女子大学の目白キャンパスでは開催の予定です。

◆子どもの家庭養育推進官民協議会が研修会を開催

全国里親会も加入している「子どもの家庭養育推進官民協議会」は 7 月 28 日 (木)、日本財団会議室で研修会を開催しました。官民協議会会員の研修会でしたが、一般の参加も可能で、70 人を超える参加がありました。

研修会は、川鍋慎一氏 (厚生労働省家庭福祉課長) による「改正児童福祉法について」。続いて上鹿渡和宏氏 (長野大学准教授) による「改正児童福祉法の示すところを実現するために」。

午後からはパネルディスカッション、分科会と、長時間にわたって参加者とともに熱心な研修が行われました。